



鳥取県公報

平成12年7月21日(金)
第7199号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県土地収用関係手数料免除要綱（管理課）.....	1
	都市計画の変更（都市計画課）.....	2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可（ ）.....	2

告 示

鳥取県告示第452号

鳥取県土地収用関係手数料免除要綱を次のように定める。

平成12年7月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県土地収用関係手数料免除要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、土地の収用に関する事務に係る手数料の免除について定めるものである。

（手数料の免除）

第2条 知事は次の各号に掲げる手数料を、それぞれ当該各号に定める者に対して、免除することができる。

（1） 条例第2条第1項第273号に掲げる事務に係る手数料

ア 土地収用法（昭和26年法律第209号）第15条の2第1項に規定する関係当事者のうち同項に基づきあつせんに付することを申請する起業者以外の者

イ 国又は鳥取県

ウ 法令の規定により国の行政機関とみなされて土地収用法第125条ただし書の規定が準用される公団若しくは事業団又は鳥取県住宅供給公社

（2） 条例第2条第1項第274号から第277号までに掲げる事務に係る手数料

ア 国又は鳥取県

イ 法令の規定により国の行政機関とみなされて土地収用法第125条ただし書の規定が準用される公団若しくは事業団又は鳥取県住宅供給公社

附 則

この要綱は、平成12年7月21日から施行する。

鳥取県告示第453号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成12年7月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路3・3・3号外港外江線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

境港市昭和町

鳥取県告示第454号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年7月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

岩美町

2 都市計画事業の種類及び名称

岩美都市計画下水道事業 岩美町公共下水道

3 事業施行期間

平成3年2月26日から平成18年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

追加する部分 岩美郡岩美町大字牧谷字米山及び字齊谷

(2) 使用の部分

追加する部分 岩美郡岩美町大字浦富字大切戸、字浜側、字三本松、字境町北側、字新町北側、字上町北側、字上町南側、字裏町、字新町南側、字下町東側、字下町西側、字裏町南側、字道祖神後、字前田、字中前田、字下前田、字下番原、字照町、字大清水、字姥が懐、字外池田、字穴の前、字内池田、字出逢、字矢柄、字上内池田、字中出逢、字上出逢、字西虎ヶ池、字江上、字上株、字切左、字肥田、字国次、字長榊及び字畦曲並びに大字牧谷字市坂、字吉田屋敷、字稲荷、字上屋敷、字川揚及び字女堀上